

恵庭市国民保護計画の変更(案)について

令和6年3月

恵庭市

1. 変更の趣旨

国において定める「国民の保護に関する基本指針」の変更等に基づき、北海道において「北海道国民保護計画」を変更し、各市町村においても「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」により、国民保護計画の変更を行う必要がある。

令和5年度においては国・道の計画変更がないため市独自の軽微な変更を行うもの。

2. 変更の概要

- (1)統計データの更新による数値の修正
- (2)関係機関等組織改編に伴う変更及び表記の修正

3. 変更内容一覧

対照表 貢 P1	編 第1	該当項目 第4章 市の地理的、社会的特徴	変更内容 統計データの更新に伴う数値の修正
P2-3	第2	第1章・第1 市における組織・体制の整備 1市の各部課室における平素の業務	市の部署等の名称の変更 ①企画振興部に(まちづくり整備課)を追加 ③経済部の(全国都市緑化北海道フェア推進室)を削除 ②生活環境部に(脱炭素推進課)を追加 ④建設部の(都市整備課)を削除、(事業調整課)を追加 ⑤子ども未来部の(子ども家庭課)を(子ども政策課)に修正、(えにわっ子応援センター)を追加 ⑥消防本部に(組織改革推進室)を追加

4. 沿革

平成 19 年 3 月	恵庭市国民保護計画作成
平成 20 年 8 月	計画変更
平成 23 年 8 月	計画変更
平成 30 年 2 月	計画変更
平成 31 年 2 月	計画変更
令和 2 年 2 月	計画変更
令和 3 年 2 月	計画変更
令和 4 年 2 月	計画変更
令和 5 年 2 月	計画変更